太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議

1 目的

固定価格買取制度開始後、急速に太陽光発電を中心に自然エネルギーの導入が進んでおり、長野県が自然エネルギーの普及状況等を計る指標としている「発電設備容量でみるエネルギー自給率」は、平成25年度において70%となり、平成29年度の目標値を4年前倒しで達成している。

特に太陽光発電については、導入全体の9割以上を占め、県内の自然エネルギーの推進を牽引している一方、地域住民の景観や防災、環境影響への懸念、さらには開発事業者による地域との調整不足等もあり県下各地でトラブルが発生しており、いくつかの市町村においては独自に条例や規則、ガイドラインを設け、地域に応じた取組をしているが、依然として対応に苦慮している市町村も多い。

このため、市町村及び県関係部局を構成員とした「太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議」を設置し、大規模太陽光発電施設建設の対応策の検討、及び市町村が抱える課題について検討、助言等を行い、適正な自然エネルギーの推進に資する。

2 構成

連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、必要があると認めるときは、 構成員を追加することができる。

(市町村)

参加を希望する市町村の自然エネルギー担当課長

(長野県)

部局	課	備 考
企画振興部	地域振興課長	土地対策係
	環境政策課長	環境審査係
環境部	環境エネルギー課長	新エネルギー推進係
	自然保護課長	自然保護係
農政部	農業政策課長	農地調整係
林 務 部	森林づくり推進課長	保安林係
建設部	都市・まちづくり課長	景観係

3 関係者の出席

連絡会議は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

4 会議事項

- (1) 大規模太陽光発電施設建設の対応策の検討
- (2) 太陽光発電施設設置に係る課題の検討、助言
- (3) 自然エネルギー研修会の実施

5 今後の進め方

4月中に連絡会議への参加希望市町村の取りまとめの上、参加市町村が抱える個別の課題を聞取り。

5月以降、適宜、連絡会議を開催し、市町村が地域の実情に応じた取組みを 行えるよう支援(県・有識者からの助言、研修会の実施、対応マニュアルの作成等)。

6 庶務

会議の庶務は、長野県環境部環境エネルギー課において処理する。

7 その他

前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議が定める。